

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月13日
【四半期会計期間】	第20期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社フルッタフルッタ
【英訳名】	FRUTA FRUTA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員CEO 長澤 誠
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北三丁目2番28号
【電話番号】	03-6272-9081
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 徳島 一孝
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北三丁目2番28号
【電話番号】	03-6272-3190
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 徳島 一孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第1四半期累計期間	第20期 第1四半期累計期間	第19期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	152,659	168,217	692,354
経常損失( ) (千円)	75,033	74,978	277,128
四半期(当期)純損失( ) (千円)	75,373	75,318	287,197
資本金 (千円)	1,510,955	813,675	582,221
発行済株式総数			
普通株式 (株)	7,731,628	14,682,629	12,366,629
A種種類株式 (株)	6,799	6,799	6,799
純資産額 (千円)	535,406	1,498,177	1,199,311
総資産額 (千円)	1,687,878	1,767,941	2,069,168
1株当たり四半期(当期)純損失金額( ) (円)	14.27	5.61	29.35
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額			
普通株式 (円)	-	-	-
A種種類株式 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.7	84.5	57.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第1四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

#### 株式の希薄化に関するリスクについて

当社は、2020年8月13日開催の取締役会において、第10回新株予約権の発行決議を行っており、行使期限を2023年10月6日としており、2021年6月末時点で未行使の新株予約権が3,485,184個となっております。それまでに本新株予約権の行使による発行株式3,485,184株が発行されることとなります。

本新株予約権の行使により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### (継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前事業年度末において、継続して営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

当第1四半期累計期間においても営業損失73,719千円、経常損失74,978千円及び四半期純損失75,318千円を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を改善、解消するための対応策として下記の項目について取り組んでおります。

#### リテール事業

既存製品のフルッタアサイーカートカン並びにフリーズドライ製品の販売拡大に取り組んでまいります。

#### A F M事業

食品メーカーや外食産業等へのアサイーの原材料及び商品の販売強化に取り組んでまいります。

#### D M事業

サプリメント等の機能性商材の開発及び定期顧客獲得による売上拡大に取り組んでまいります。

#### プロモーションイベント開催

関係機関との共同研究で機能性につき「造血」など購買動機につながるエビデンスを発信する等のプロモーション活動を実施し、アサイーの再認知及び動機付けによる販促活動に取り組んでまいります。

#### 海外事業展開への取組み

アジア地域でのアサイー及びアマゾンフルーツ等の原材料販売に取り組んでまいります。

#### 機能性分析への取組み

機能性分析による消費者への訴求及び動機付けに起因した売上拡大に取り組んでまいります。

#### 財務基盤の安定化について

アサイー原材料の資金化と新規取組みで利益改善を図るとともに、新株予約権の行使等も含めた資本政策により財務基盤安定に取り組んでまいります。

当社は、これら事象を解消するため、各施策に取り組むものの、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断致しております。

当社の対応策の詳細は、「第4 経理の状況 継続企業の前提に関する事項」に記載しております。

## 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)等を適用しており、前第1四半期累計期間及び前事業年度については、当該会計基準を遡処理後の数値で比較分析しております。

### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、引き続き世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症が個人消費や企業活動へ大きく影響しております。緊急事態宣言後の、経済活動の再開や各種政策の効果などにより、景気の持ち直しが期待されていますが、今後も新型コロナウイルス感染症や金融資本市場の変動などの影響を注視する必要があり、引続き不透明な情勢が続くものと予想されております。

このような環境の下、当社は、引き続き業績回復に努め、弊社主力商品であるアサイーエナジー、ベーシック等のカートカンシリーズとあわせ、東京オリンピック開催に向けた、アサイープロテイン等のスポーツ関連新商品の販売も開始致しました。さらに、アサイーの機能性研究の結果などを基に、購入動機に繋がる取り組みで、各メディアに取り上げられるように広報をすすめるなど、販売促進活動を積極的に続けてまいりました。

さらに、緊急事態宣言発出に伴う営業自粛による影響もありましたが、研究結果からの造血機能性や抗炎症機能性をエビデンスとして提案し、アサイー等の商材や原料の販売を積極的に進めることで、売上のみならず利益率の向上にも努めました。

結果として、当第1四半期累計期間の売上高は168,217千円(前年同期比10.2%増)、売上総利益額は58,240千円(前年同期比24.8%増)、営業損失73,719千円(前年同期は営業損失71,928千円)、経常損失は74,978千円(前年同期は経常損失75,033千円)、四半期純損失は75,318千円(前年同期は四半期純損失75,373千円)となりました。

また、2020年8月13日に開示いたしました「第三者割当による第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、当該新株予約権行使で調達した資金を、金融債務の全額返済に充てたことで、財政状態の改善をはかったとともに、今後も予定しております成長投資を進めることでさらなる業績改善に努めてまいります。

#### ・ 財政状態

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて301,227千円減少したことで、1,767,941千円となりました。この主な要因は現金及び預金が152,533千円、投資有価証券が124,975千円減少したこと等によるものであります。

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べて600,093千円減少したことで、269,763千円となりました。この主な要因は金融機関からの借入金を返済したこと等によるものであります。

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて298,866千円増加したことで、1,498,177千円となりました。この主な要因は四半期純損失75,318千円を計上したものの、第10回新株予約権の行使により資本金及び資本準備金が増えたことによるものであります。

#### ・ 経営成績

当社は輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。事業部門別の売上高は次のとおりであります。

リテール事業部門に関しては、アサイーの機能性の販売促進活動を進めるなかで、主力商品であるカートカンシリーズのアサイーエナジー、アサイーベーシックの他、お家でアサイーシリーズなどのパルプの販売が好調に推移しました。しかしながら、大型量販店で導入されているスポーツと関連したアサイープロテイン等の商品が、コロナ禍のなか売上を伸ばすことができなかつたことで、売上高は前年同期より微減となりました。

この結果、リテール事業部門全体の売上高は72,310千円(前年同期比98.8%)となりました。

アグロフォレストリー・マーケティング事業部門(AFM事業部門)に関しては、コロナ禍のなか、アサイーの有する機能性を積極的に提案するなど、食品メーカーや外食チェーン産業を中心に、業務用原料の導入提案をするとともに、個店舗での取り組みも積極的に進めました。その結果、大手食品・飲料メーカーへのアサイー原材料の販売が、新型コロナウイルス対策やその後の需要見込から売上を伸ばすことができました。今後も、新型コロナウイルス時代を見据え、アサイーの持つ造血機能性が抵抗力増加につながるエビデンスを更に訴求し、大手食品・飲料メーカーへの販売強化をすすめてまいります。

この結果、AFM事業部門全体の売上高は74,402千円(前年同期比124.6%)となりました

ダイレクト・マーケティング事業部門（DM事業部門）に関しては、店舗事業として、国内店舗である渋谷ヒカリエShinQs東横のれん街（東京都渋谷区）に、健康志向の高いお客様向けに、アサイーと相性の良い植物性プロテインをブレンドした体力、免疫力サポート訴求のアサイーボウル、スムージーメニューをテイクアウト及びデリバリーするキオスク型（テイクアウト専門小型店）「フルッタフルッタ アサイーエナジーバー」を開店致しておりますが、前期は改装と、新型コロナウイルスの影響による館の閉館もあり、売上が獲得できませんでしたが、今期は時間短縮ではありますが営業が再開できたことで売上の確保に繋がりました。また、通販事業として、コロナ禍のなか、巣ごもり需要の影響もあり弊社通販サイトでの機能性を打ち出したアサイーを中心として需要が大きく伸びたことで売上を伸ばす結果となりました。

この結果、DM事業部門全体の売上高は20,974千円（前年同期比142.6%）となりました。

海外事業部門に関しては、大手菓子メーカー採用されているアグロフォレストリーのカカオの販売が好調で、引き続き多くの受注を受けており、カカオ豆の収穫を増産するなどに取り組んでおります。しかしながら、ブラジルでの新型コロナウイルスの収束がみえず、輸送船舶の減少で、輸入の遅れに繋がり第1四半期での売上が計上できず、第2四半期への計上という結果となりました。また、前年に売上計上のあった原材料販売が当期はなかったことで売上は減少しました。当社としましても、さらに現地と情報交換をしながら、カカオ豆の収穫量のさらなる確保と、船舶等の物流対策に取り組んでまいりたいと考えております。

この結果、海外事業部門の売上高は529千円(前年同期比10.4%)となりました。

#### (2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、4,291千円であります。

なお、当第1四半期累計期間における当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,669,712
A種種類株式	5,848,887
計	55,669,712

(注) 1. 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式55,669,712株、A種種類株式5,848,887株となっております。なお、合計では61,518,599株となりますが、発行可能株式総数は55,669,712株とする旨定款に規定しております。

2. 2021年6月29日開催の株主総会決議により定款を変更し、同日付で発行可能株式総数は37,444,000株増加し、55,669,712株となっております。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,682,629	15,159,229	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
A種種類株式	6,799	6,799	非上場	単元株式数1株
計	14,689,428	15,166,028	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第1四半期会計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,316,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	2,316,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	199
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	460
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	6,957,800
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	6,957,800
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	195
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	1,362

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日(注)	普通株式 2,316,000 A種類株式 -	普通株式 14,682,629 A種類株式 6,799	231,453	813,675	231,453	813,675

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

( 6 ) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 6,799	-	単元株式数は1株であります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,363,500	123,635	完全議決権株式であり、株主としての権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,129	-	-
発行済株式総数	12,373,428	-	-
総株主の議決権	-	123,635	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、みつば監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第19期事業年度 監査法人アリア

第20期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 みつば監査法人

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	713,627	561,093
売掛金	98,810	79,572
商品及び製品	108,139	117,903
原材料及び貯蔵品	161,787	144,799
その他	25,536	28,220
流動資産合計	1,107,900	931,590
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	899,822	774,847
その他	61,445	61,503
投資その他の資産合計	961,267	836,350
固定資産合計	961,267	836,350
資産合計	2,069,168	1,767,941
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	62,183	71,358
短期借入金	139,532	-
1年内返済予定の長期借入金	422,582	-
未払法人税等	24,259	2,475
その他	33,991	46,885
流動負債合計	682,548	120,720
固定負債		
長期借入金	100,000	100,000
繰延税金負債	83,579	45,312
資産除去債務	3,728	3,730
固定負債合計	187,308	149,043
負債合計	869,857	269,763
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	582,221	813,675
資本剰余金	709,178	940,632
利益剰余金	287,197	362,516
株主資本合計	1,004,202	1,391,791
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	189,378	102,670
評価・換算差額等合計	189,378	102,670
新株予約権	5,730	3,715
純資産合計	1,199,311	1,498,177
負債純資産合計	2,069,168	1,767,941

## (2)【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	152,659	168,217
売上原価	105,976	109,977
売上総利益	46,683	58,240
販売費及び一般管理費	118,611	131,959
営業損失( )	71,928	73,719
営業外収益		
為替差益	276	-
助成金収入	-	1,680
その他	-	2
営業外収益合計	276	1,682
営業外費用		
支払利息	3,381	591
為替差損	-	581
資金調達費用	-	1,770
その他	0	-
営業外費用合計	3,381	2,942
経常損失( )	75,033	74,978
税引前四半期純損失( )	75,033	74,978
法人税、住民税及び事業税	339	340
四半期純損失( )	75,373	75,318

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社は、継続して営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております

当第1四半期累計期間においても営業損失73,719千円、経常損失74,978千円及び四半期純損失75,318千円を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していません。

今後、当社は以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

### 事業について

#### ・リテール事業、A F M事業

リテール事業におきましては、市場が健康志向へ向かっており、アサイー市場回復の兆しが見えていることから、引き続き売上好調なアサイー製品の積極的な販促の実施をすすめてまいります。さらに、夏期及び冬期に、新カテゴリーへの投入など、アサイーをはじめとするアマゾンフルーツの魅力的な新商品を展開してまいります。A F M事業におきましては、引き続き本物志向、健康志向のメニュー開発が求められていることから、既存及び新規客先向に食べ方を含めた提案型の販売促進活動を展開し、健康指向から高まる機能性素材の需要と、飲料食品メーカーへ向けてアサイーをはじめとするアマゾンフルーツ原料の拡販を進めてまいります。

#### ・店舗・通販事業

通販事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明ななか、今後伸長を目指す事業分野と考えております。引き続きEC関連も含めた当社の通信販売事業の運営強化に取り組めます。今後は、当社の顧客の当社ブランドへの共感を育み当社のファンとして定着させるファンマーケティングの取り組みをすすめるとともに、当社が運営する通販サイト及び各種SNS等でアマゾンスーパーフルーツのパリエーションある食べ方等のコンテンツを発信することで、健康・本物志向の消費者に向けた小売市場と売上の拡大を目指してまいります。

店舗事業につきましては、オペレーション改善、原料の見直しによる利益体質の強化を図ってまいります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で巣ごもり需要、内食化傾向が強くなっており食のデリバリー化が進んでおります。当社は、直営店「アサイーエナジーバー」のデリバリーサービスの実現として、2020年11月に資本業務提携先の株式会社JFLAホールディングスの出資先である、株式会社デリズと商品監修業務委託契約を締結いたしました。このように「アサイーボウル」のデリバリーを開始したことで、新たな市場開拓に繋げ、A F M、リテール部門との販売シナジーをさらに高めてまいります。

#### ・プロモーションイベント開催

当社は、関係機関との共同研究で機能性につき「造血」など購買動機につながるエビデンスを発信しながら、引き続きEC関連も含めた当社の通信販売事業の運営強化に取り組んでまいります。今後は、当社の顧客の当社ブランドへの共感を育み当社のファンとして定着させるファンマーケティングの取り組みをすすめるとともに、当社が運営する通販サイト及び各種SNS等でアマゾンスーパーフルーツのパリエーションある食べ方等のコンテンツを発信することで、健康・本物志向の消費者に向けた小売市場と売上の拡大を目指してまいります。さらに、アサイーの持つ貧血改善や免疫強化機能をメディアや外部団体とのコラボ活動により販売活動に直結したプロモーションを積極的にすすめるなど認知度の向上にも努めてまいります。

#### ・海外事業展開への取組み

台湾をはじめとする、海外拠点での倉庫型会員販売店でのアサイー関連製品の販売や、アマゾンフルーツの各種飲料等の販売、さらに常温で販売できるアサイーフリーズドライ等の商品展開を積極的にすすめてまいります。また、納入先企業の中国進出に伴う弊社商品の拡販のチャンスも視野に入れるなど、アフターコロナに向けた取り組みもすすめてまいります

#### ・機能性分析への取組み

当社商品の購買動機につながる機能性研究は、当社商品の販売促進にとって重要であると考えております。今後は、機能性表示食品や特定保健用食品などの取得を視野に入れながら、引き続き機能性の研究を積極的にすすめる、今後の販売プロモーションにも反映させてまいります。また、今後の新規事業として、機能性サプリメントの開発も視野にいれるなど、商品開発にも取り組んでまいります。

#### 財務基盤の安定化について

当社は、上記の施策に取り組み、アサイー原材料の販売をすすめるのみならず、新規取り組みで利益率の改善を図ってまいります。現在も、新型コロナウイルス感染症による市場への影響は大きく、お取引先様を取り巻く環境も非常に厳しい状況が続いております。当社と致しましても、今後の収束を視野に入れた事業展開と財務基盤の安定のためにも、引き続き財務状況に応じた資本政策の強化をすすめてまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。

しかしながら、今後の利益体質への変革を目指した、売上や収益性の改善のための施策の効果には一定程度の時間を要し、今後の経済環境にも左右されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、当社の四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映しておりません。

#### (会計方針の変更)

##### (収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前年四半期及び前事業年度については遡及適用後の四半期財務諸表及び財務諸表となっております。ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用しております。

- (1)前事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと
  - (2)前事業年度内に開始して終了した契約について、前事業年度の四半期財務諸表を遡及的に修正しないこと
- この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期累計期間の売上高と売上原価はそれぞれ16,940千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

##### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当第1四半期累計期間において、新たな追加情報の発生及び前事業年度の有価証券報告書に記載した情報等についての重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	- 千円	- 千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

新株予約権の行使に伴い、当第1四半期累計期間において資本金が79,538千円、資本剰余金が79,538千円増加し、資本金が1,510,955千円、資本剰余金が1,549,440千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

新株予約権の行使に伴い、当第1四半期累計期間において資本金が231,453千円、資本剰余金が231,453千円増加し、資本金が813,675千円、資本剰余金が940,632千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

当社は、輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社は、輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

	区分					その他	合計
	リテール	A F M (注1)	D M (注2)	海外	計		
売上高							
商品及び製品	72,310	52,221	20,974	529	146,035	-	146,035
原材料	-	22,181	-	-	22,181	-	22,181
顧客との契約から生じる収益	72,310	74,402	20,974	529	168,217	-	168,217
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	72,310	74,402	20,974	529	168,217	-	168,217

(注1) アグロフォレストリー・マーケティング事業部門

(注2) ダイレクト・マーケティング事業部門

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	14円27銭	5円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	75,373	75,318
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	75,373	75,318
普通株式の期中平均株式数(株)	5,281,556	13,436,684
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、本日(2021年8月13日)開催の取締役会において、A種種類株式の内容変更及び発行可能株式総数を増加させる定款の一部変更、第8回及び第9回新株予約権の買取り及び消却、無担保融資ファシリティ契約の締結並びに取締役候補者1名選任することを決議いたしました。

なお、2021年9月14日開催予定の臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)並びに本株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会及び当社A種種類株式を有する皆様を構成員とする種類株主総会(以下総称して「本種類株主総会」といいます。)にて、当社定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます)に係る議案の承認が得られることを条件としています。

A種種類株式の変更の目的

当社は、2020年3月2日の当社取締役会において決議したA種種類株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使を経て、2020年3月末において債務超過の解消を実現することができました。その結果、EVO FUNDは、本日時点においてA種種類株式6,799株を保有しております。しかしながら、A種種類株式は、優先配当と金銭を対価とした取得請求権が存在するため、将来的に収益が改善し、剰余金が積み増された際に、株主への配当や追加の設備投資の際の障害になり得ると考えておりました。また、現在進めております資本政策で成長投資による事業性の向上を実現していく中で、今後当社に対し、発行済みのA種種類株式の金銭を対価とする取得請求権が行使されることは、当社の財務状況にとって望ましいことではないと考えておりました。かかる状況の中、EVO FUNDより、2021年6月、A種種類株式について普通株式を対価とした取得請求権を付与するとともに、その譲渡について当社取締役会の承認を要しないこととする一方で、金銭を対価とする取得請求権及び優先配当権を削除する提案を受け、当社で検討した結果、上述の懸念を排除することができることから、本定款変更は合理的であると判断いたしました。

・ A種種類株式の変更の内容

1. 剰余金の配当

本会社は、株式会社フルッタフルッタA種種類株式(以下、「A種種類株式」という。)を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)に対して、剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記8.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2)非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1)普通株式対価取得請求権(転換権)

A種種類株主は、2021年9月16日以降、本会社に対し、下記(4)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「転換請求」という。)ができるものとし、本会社は、当転換請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、下記(4)に定める数の普通株式を交付するものとする。

(2)当初転換価額

当初転換価額は、50円とする。

(3)転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式



数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{（既発行普通株式数）} + \text{新発行株式数}}{\text{自己株式数）}} \times \frac{\text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

（既発行株式数 - 自己株式数）+ 新発行株式数

本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本号において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以

降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による転換価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、本会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえで、転換価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。
- (e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

#### (4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額である193,000円に転換請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を上記(2)及び(3)において定める転換価額で除して得られる数とする。A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、こ

れを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。

(5) 転換請求受付場所

東京証券代行株式会社 本店

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(5)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項

本社は、2021年1月10日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、本会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、本社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

本会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 本社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 本社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 本社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 優先順位

(1) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(2) 本会社が残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

9. 種類株主総会

本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

10. 単元株式数

A種種類株式につき1株とする。

・発行可能株式総数の変更

東京証券取引所の新区分の上場維持基準に対応すべく且つ機動的な資本政策及び役員、従業員等へのストックオプション付与を可能にするため、現行の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる定款の一部を変更（以下「本定款変更」といいます。）するものであります。

なお、本定款変更の効力の発生は、本臨時株主総会において本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることに加えて、普通株主様による種類株主総会及びA種種類株主様による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

なお、2021年7月末日現在の当社発行済株式総数は、15,166,028株（普通株式 15,159,229株、A種種類株式 6,799株）であります。

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
------	-----

<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、5,566万9,712株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 5,566万9,712株 A種種類株式 584万8,887株</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、6,066万4,112株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 6,066万4,112株 A種種類株式 584万8,887株</p>
--	--

・第8回及び第9回新株予約権の買取及び消去の内容

(1) 銘柄	株式会社フルッタフルッタ第8回新株予約権 株式会社フルッタフルッタ第9回新株予約権
(2) 買取及び消却日	2021年9月15日(予定)
(3) 残存数 (2021年7月31日時点)	第8回新株予約権 5,496個 第9回新株予約権 3,228個
(4) 買取金額	683,016円 <内訳> 第8回新株予約権1個につき35円 第9回新株予約権1個につき152円

・ファシリティ契約の概要

(1) 借入先	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社
(2) 締結日	2021年9月15日(予定)
(3) 極度額	1,000,000,000円
(4) 期間	2021年9月15日から2026年9月14日まで(予定)
(5) 金利	1.0%
(6) 資金使途	運転資金及び成長投資資金

以上

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月13日

株式会社フルッタフルッタ  
取締役会 御中

みつば監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 本間 哲也 印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 齊藤 洋幸 印  
業 務 執 行 社 員

### 監査法人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルッタフルッタの2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フルッタフルッタの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続して営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当第1四半期累計期間においても営業損失73,719千円、経常損失74,978千円及び四半期純損失75,318千円を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。